

長野県上伊那広域水道用水企業団の議員報酬及び非常勤特別職の
職員の報酬等に関する条例

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕
〔 条 例 第 11 号 〕

改正 平成 2 年 10 月 26 日 条例第 1 号
平成 10 年 3 月 27 日 条例第 1 号
平成 15 年 10 月 23 日 条例第 1 号
平成 20 年 10 月 27 日 条例第 1 号
平成 23 年 2 月 22 日 条例第 2 号
令和 5 年 2 月 3 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、議員報酬及び非常勤の特別職の職員（以下「非常勤の職員」という。）の報酬の額並びに議員及び非常勤の職員の費用弁償の額並びにそれらの支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議会の議員に支給する議員報酬は、別表第 1 のとおりとし、議会に出席した日数に応じて支給する。

(非常勤職員の報酬)

第 3 条 非常勤の職員の報酬は、別表第 2 のとおりとし、毎年 3 月に支給する。

(費用弁償)

第 4 条 議会の議員及び非常勤の職員が、公務のために旅行したとき、又は議会その他の会議の招集に応じ出席したときは、費用弁償として別表第 3 により算定した額を支給する。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、非常勤の職員の報酬並びに議員及び非常勤の職員の費用弁償の支給方法については、職員の給与及び旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 7 月 25 日から適用する。

附 則 (平成 2 年 10 月 26 日 条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 27 日 条例第 1 号)

(施行期日)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県上伊那広域水道用水企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の廃止)

2 長野県上伊那広域水道用水企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 55 年 条例第 13 号)は、廃止する。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 27 日条例第 1 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 22 日条例第 2 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 3 日条例第 3 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職 名		報 酬 の 額
議会の議員	議 長	日 額 9,000 円
	副 議 長	日 額 8,050 円
	議 員	日 額 6,200 円

別表第 2（第 3 条関係）

職 名		報 酬 の 額
監 査 委 員	議 会 選 出	年 額 15,000 円
	識見を有するもの	年 額 18,000 円

別表第 3（第 4 条関係）

区 分	車賃（1キ ロメートル につき	日当（1日 につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料
			県 外	県 内	
議会の議員	円	円	円	円	円
監 査 委 員	37	2,600	13,100	11,800	2,600

備考 鉄道賃、船賃及び航空賃は、企業長に支給すべき額に相当する額とする